

磐城調査新報

發行日隨時
編輯部 磐城
印刷部 磐城
電話 三三六番
電話 三三六番
電話 三三六番
電話 三三六番

小田氏の義侠的精神

小田炭礦の苦境を救ふ 數年來の腹案を實行

小田炭礦株式會社は創立者小田般社長を辭して之を萩原申八氏の見解から来る誤解であつて辭
吉治氏の卓越した礦業上の手腕に譲り去る七月には又取締役後任に於ける小田吉治氏の會社に
並に一般が認めてゐる氏の努力へも辭任して一介の株主となり對する熱心なる援助の實狀を知
る精神等により創立後忽ち隆昌今日まで欠損を續けて來た責任つたならば小田氏の意の存する
に起る四割内外の配當をさへ行に對して陳謝的態度を示した。處が解り氏の義侠的精神も窺は
ひ一躍常磐炭界の雄を稱する。社長及び取締役の辭任について一般株主は大いに感謝の念
に至つたが、その後經濟界は次は小田氏を惜むのあまり炭礦經營の前途を悲觀し其の留任を主
張する株主もあるが、之は表面何なる援助を與へてゐるか。

消極積極並び進む 前途すくぶる有望

株主もこれにて安心
小田氏もこれにて安心

小田炭礦株式會社は創立者小田般社長を辭して之を萩原申八氏の見解から来る誤解であつて辭
吉治氏の卓越した礦業上の手腕に譲り去る七月には又取締役後任に於ける小田吉治氏の會社に
並に一般が認めてゐる氏の努力へも辭任して一介の株主となり對する熱心なる援助の實狀を知
る精神等により創立後忽ち隆昌今日まで欠損を續けて來た責任つたならば小田氏の意の存する
に起る四割内外の配當をさへ行に對して陳謝的態度を示した。處が解り氏の義侠的精神も窺は
ひ一躍常磐炭界の雄を稱する。社長及び取締役の辭任について一般株主は大いに感謝の念
に至つたが、その後經濟界は次は小田氏を惜むのあまり炭礦經營の前途を悲觀し其の留任を主
張する株主もあるが、之は表面何なる援助を與へてゐるか。

第二の誕生策は積極的方針で常の努力の結果銀行も小田氏の
つて即ち出炭増加に伴ふ會社の義侠を感じその利息を八分の低
利益増殖といふ点である。之を利とした。小田氏の計劃によつ
實行するため同會社の礦區に新着工した新斜坑はその後工事
斜坑を開鑿する計劃を樹てたが何等の滞りなく進捗し來る十一
月には多くの費用がかかる。月には着炭の豫定で、技術者の
而も尚は數年來欠損をつゞけて談によればその炭質極めて優良
の同會社に於て數萬圓を支出であるといふから、出炭の曉は
得る財源はない。現在百萬圓同會社の發展について非常な好
の資本金に於て三十七萬五千圓影響を齎らすであらう事は言
の未拂株金があるからそれを拂つた。以上何れも小田氏の義
達まじめれば格別として、か、俠的行爲として一般株主も少な
る事は今日行ひ得べき事に非ずから好意を持つてゐるとは地
と考へて小田氏は之亦兩銀行より方事業界のため喜ぶ可き事であ
り七萬圓を會社に借入れ而も非ず。

酒乱一堂に會し

大亂闘の末流血の慘

罪を友になすつて知らぬ顔の紳士

暴力沙汰は野蠻未開の遺風で丁目某々、新聞記者某、武藝の
ある事は昭和聖代の今日、三連人某、著述家山田某外三名の
歳の童子でさへ知つてゐる。連中は、何の用件で集つたかは
たさめ、今や相當の地位と名不明だが革新聯盟の悪口をた
譽の保持者であるべきもの共なきながら、ビール三打を平らげ
が飲酒の上では云ひながら、た迄はよかつたが、根が酒くせ
仲間で大喧嘩を初め流血騒の悪い事にかけては世間すでに
さまでなしたとは、呆れ果て定評のある猛者ぞろひとて、忽
ち仲間口論となつたが、割合常
識の全部迄酔がまわらなかつた
罪を他人にゆつて平然と
第一の加害者と被害者間に調
停になど入つてゐたが、其真
相が知れかゝつたのであつた
て關係者間に例の金色の魔手
の目下自己加害のものも消
に狂奔してゐると云ふが、兎
中といふべきであらう。以下
當夜の光景を記して見やう。

原稿を引裂く

山野邊君對僕の事

八月五日附の平新報紙上「尻馬に乗つて鬪を挑む馬目君に質
す」としてあつた山野邊君の記事に付僕等は簡條書にして
を明かにするものと考へ、山野邊君に答ふ。なる拙文十三枚
を引裂く。あつた。去る五月以來吉村白水氏が四回、其
他僕として崇敬しつゝある先輩親友の二三氏が連日小宅を訪
れ、同業者間の筆戦沙汰はつゝしむべきものなりとして種々
條理をつくした忠告に接したので、一度は印刷所に廻した原
稿を只今取りもどし、敢然先輩諸兄の言に従ふ事とした。勿
論僕は最初から山野邊君の論をいさゝか批判したのにすぎな
かつたし、又山野邊君が僕に質すとした記事も大部分僕自身
に關係がなく、責任の持てないものが多かつたので、いさゝ
しく黙する事としたのである。茲に紙上を以つてこの件に付
僕のために深甚なる厚意と同情をよせられた諸氏に謝する。末
第である。(八月八日午後) 一六〇〇〇

暑中御伺

磐城調査新報社

日右告訴を取下げたが、其後前
記の事情が藝者の口其他から
になり、山田某は關内某の非紳
士的行爲に憤慨して、同人を改
めて告訴すると致圍いてゐるが
一方關内關係者もかゝるまで無
係と極力事件を南町某の行爲と
して策動してゐる。

